

## 令和7年8月総会議事録

1. 招集通知日 令和7年7月25日
2. 開催日時 令和7年8月25日（月）午後1時30分から午後2時15分
3. 開催場所 もみじホール2階 会議室2
4. 出席委員 (農業委員11名)  
会長 8番 高橋 正  
会長職務代理 1番 岡部 公史  
副会長 2番 綱野 和夫、4番 古家 勝夫  
3番 木田 好美、5番 佐藤 稔、6番 守屋 光泰  
10番 奈良 壽弘、12番 小俣 億学、13番 石井 太郎、  
14番 富澤 太郎
- (推進委員13名)  
細川 正一、小田 廣幸、大庭 正廣  
中村 誠、大神田 眞、不動田 典、平本 美好、原田 芳仁  
小俣 和利、山下 雅一、上原 千歳、高橋 純一、  
白鳥 孝雄
5. 欠席委員 (農業委員3名)  
7番 小俣 幸市、9番 山崎 範夫、11番 高橋 範朗、  
(推進委員1名)  
上條 政教
6. 議事日程 第1. 議長選出  
第2. 議事録署名委員の指名  
第3. 農地法に基づく許可案件の審議  
第4. その他
7. 出席した農業委員会事務局職員  
農業委員会担当リーダー 瀧森 哲也  
農業委員会担当 白井 藍

## 8. 会議の内容

- 事務局 お疲れ様です。それでは、ただ今より令和7年8月農業委員会総会を始めます。それでは次第に沿って進めさせていただきます。では開会にあたり開会の挨拶を網野和夫副会長よりお願ひします。
- 網野和夫 ただ今より8月の総会を始めます。それでは、皆様ご起立をお願いします。
- 全員 ~互礼~ よろしくお願ひします。
- 事務局 開会宣言。本日の農業委員さんの出席数は11名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。  
続いて会長挨拶、高橋会長お願ひいたします。
- 高橋会長 ~挨拶~
- 事務局 ありがとうございました。
- ~議長選出~
- 議長 会議規則によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事進行がスムーズに進められますよう皆様方のご協力をお願ひいたします。本日の議事録署名委員は、1番岡部公史委員と、12番小俣学委員にお願ひいたします。
- それでは議題に移ります。本日の案件は中間管理機構による利用権設定が1件、農地法第3条の規定による許可申請が1件、農地法第4条の規定による許可申請が2件、農地法第5条の規定による許可申請が3件、農地法第5条に伴う報告案件が1件、非農地通知の発出が1件となっております。
- それでは、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 ~議案説明~
- 議長 ありがとうございました。

それでは、中間管理機構による利用権設定1件目は秋山地区になります。説明を担当の原田さん、お願ひします。

- 説明委員 原田です。8月20日に調査を行いました。立会人は利用権を設定をする者○○さん、網野副会長、守屋委員、事務局から瀧森リーダー、臼井さんです。  
地図2ページをご覧ください。申請地は上野原市秋山地区の○○集落になります。○○という○○の東側約100mのところです。  
○○さんはすでに前年度、隣接する農地で利用権設定を行い農作物を作っています。野菜特に東京長かぶの採種を主に行っていて、さらに拡充して耕作をしていきたいという申請です。  
すでに耕作している農地もあり、農業に従事する実績もありますので問題ないと思いますがご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
- 質問委員 以前東京長かぶの栽培を頼まれて栽培したがその後どうなっているのか？ハウスを建てる予定ということでしたがハウスは建っていますか？
- 説明委員 ハウスは簡易的なものため、現地調査の時には採種後だったために撤去されていました。
- 事務局 現在の状況ですが、昨年みなさんに育ててもらった長かぶの中から原種に近い形のものの種を10リットルほど採種できたそうです。ただ、昨年同様に「どんな形でも買い取ります」とは現段階では言えないので軌道にのったらまた声をかけさせてください、と聞いています。
- 議長 そのほかになにか質問ございますか。  
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
- 審議 全員挙手
- 議長 賛成多数で、この議案については可決されました。  
次に、農地法第3条の規定による許可申請1件目は西原地区になり

ます。説明を担当の白鳥さん、お願ひします。

説明委員

地区担当白鳥です。8月20日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。立会いは申請譲渡人の○○さん、○○、農業委員会から網野副会長、富澤委員と私白鳥と事務局2名の計7名で行なってきました。地図は4ページ、写真は5、6ページをご覧ください。場所は西原地区の○○集落。○○沿いの北側と南側に点在しています。

○○は○○にある○○から南に向かい、○○の事務所から西側に向かって約300mほど行った場所です。わらび畑として活用していく今後も同様に管理していく予定です。

○○、○○、○○の3筆は○○より東側約400mにある○○から約180m北にあります。こちらもわらび畑で今後も同じように利用予定です。

○○は○○から北に約120mの距離で、○○から南に約170mといった場所です。

残りの○○、○○、○○は県道沿いの南側です。イノシシに荒らされていますが耕作ができる状態です。残りの5筆は斜面になっていますが入り口があり、現在は桃の木が植わっています。

これらの場所では○○さんが自給用に根菜類等を中心に栽培していく計画です。

譲渡人の○○さんが姉である譲受人○○さんに農地を譲渡するという申請です。譲受人の○○さんは樋原に住んでおり、夫とともに所有している○○m<sup>2</sup>農地で耕作を行っているため、この申請は問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

補足委員

補足で、地図の○○の東側に○○さん所有の空き家があります。空き家の関係の取り扱いについて兄弟間でやりとりがあったそうで、空き家の管理と農地すべて含めて含めて○○さんが引き受けたということになったと聞いています。

議長

ありがとうございました。何かご質問、ご意見等ございませんか。無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は举手をお願いします。

- 審議 全員挙手
- 議長 賛成多数で、この議案については可決されました。  
次に農地法第4条の規定による許可申請1件目は西原地区になります。非農地通知の発出も同じエリアにありますので併せて説明を担当の白鳥さん、お願いします。
- 説明委員 地区担当白鳥です。8月20日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。立会いは申請人の○○さん、○○、農業委員会から副会長の網野さん、地区委員の富澤さん、推進委員の私白鳥、事務局2名の計7名で行なってきました。  
地図10ページをご覧ください。場所は西原地区の○○集落です。○○沿いにある○○のバス停の目の前に申請地があります。住宅地図「○○」と書いてある家の道側の土地です。写真11ページをご覧ください。申請地は住宅の駐車場として使用している部分です。車3台の駐車スペースと物置、倉庫の敷地として昭和50年から使用していて今後も同じ用途で使用していく計画です。すでに農地ではないため始末書も添付されています。県道に面しておりすでに長年利用されていることから、問題無いと思います。  
続けて非農地通知について説明いたします。場所は4条の申請地から南に約150mに位置する3筆です。全体的に杉が植林されていて、農地への復元は困難です。11ページの写真もご覧ください。今回の3筆はすべて農振農用地ではないため、非農地通知を出すことに問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。  
ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。  
無いようでしたら、4条の議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
- 審議 全員挙手
- 議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。  
次に、非農地通知について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
- 審議 全員挙手

議長	賛成多数で、この議案については、可決されました。 続いて、農地法第4条の規定による許可申請2件目は秋山地区になります。説明を担当の原田さん、お願ひします。
説明委員	地区担当の原田です。8月20日現地調査を行いましたので結果を報告します。立会人は志村行政書士、網野副会長、守屋委員、市から瀧森リーダー、臼井さんです。 申請場所は秋山字〇〇番地〇〇m <sup>2</sup> 1筆です。地図12ページをご覧ください。秋山地区〇〇集落から北側に抜ける〇〇の尾根筋にあります。昭和58年、申請人の父親が農地に建物を建ててしまい、〇〇に工場として貸し出していましたが返す、ということで今回の申請になりました。今後は〇〇さんが農機具倉庫として利用する計画です。隣接地の同意書、始末書も添付されているため問題ないと思います。ご審議のほどお願ひいたします。
議長	ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。 無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
審議	全員挙手
議長	賛成多数で、この議案については、可決されました。 次に、農地法第5条の規定による許可申請1件目は秋山地区になります。説明を担当の小俣さん、お願ひします。
説明委員	地区担当の小俣です。8月20日に現地調査を行ってきました。立会いは申請賃貸人の〇〇さん、農業委員会から古家副会長、小俣(幸)委員、事務局の瀧森リーダー、臼井さんの計6名で行いました。 場所は秋山地区〇〇集落近くにある〇〇から北に進み橋を渡ると西に〇〇があります。〇〇から100mほど進んだ左側に申請地があります。 〇〇が秋山地区の〇〇から〇〇につながる送電線の鉄塔8棟を建て替え、1塔を除去する工事を行うそうです。本申請は工事にあたり、山間部にある鉄塔に資材を運ぶために必要なヘリコプターの離着陸場として今回の申請地を使用したいというものです。 工事期間は許可日から2027年4月末までであり、その期間一時的

に転用しその後は農地に戻す計画で復元計画書も添付されています。申請地は〇〇m<sup>2</sup>以上の広い面積ですが、近隣の状況は周辺環境を鑑み、ヘリコプターの離着陸場として利用するにはこの面積が必要だと航空法を観点から指導を受けています。秋山地区の林道沿いにあり、近くに民家等もないため問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。  
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。  
続いて、農地法第5条の規定による許可申請2件目は上野原地区になります。説明を担当の山下さん、お願いします。

説明委員 地区担当山下です。8月19日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。  
立会いは申請代理人の〇〇さん 農業委員会から会長の高橋さん、副会長の網野さん、地区委員の高橋さん、推進委員の私山下、事務局2名の計7名で行なってきました。場所は上野原地区の〇〇になります。地図は17ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇方面へ約100m進んだ左側が申請地です。  
今回の申請は使用貸借権の設定です。貸人と借人は親子の関係で、息子である借人〇〇さんが個人自宅を建設する予定です。隣接地権者の同意書も添付されており、周辺も住宅が立ち並んでいるエリアで、問題無いと思いますのでご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。  
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。  
続いて、農地法第5条の規定による許可申請3件目は甲東地区にな

ります。説明を担当の大庭さん、お願ひします。

説明委員 地区担当の大庭です。8月21日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。立会人は申請譲渡人の○○さん、譲受人の○○さん、○○さん、農業委員会から網野さん、古家さん、事務局から瀧森リーダーと臼井さんです。場所は甲東地区の○○より○○方面に行く途中30mほど行った右側が今回の申請地です。譲渡人の○○さんと、○○さんから○○が申請地を購入し、隣接する住宅と合わせて活用していく計画です。

すでに40年以上駐車場として利用しているため始末書も添付されています。申請地及び隣接する住宅部分はほぼ全周が傾斜地のため、申請地しか駐車場として利用できる場所がありません。駐車場がなければ生活するには困難な立地のため必要不可欠な申請だと思います。

今後は○○が測量するということですのでなんら問題ないと思います。ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。  
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。  
最後に、農地法第5条に伴う許可不要の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 地図22ページをご覧ください。さきほど小俣委員から説明のあったヘリポートと同一の工事に伴う案件です。秋山地区の○○集落から○○集落にかけて、○○が○○の北側にある送電線の鉄塔8塔を建て替える工事を行います。それに伴って、工事の資材の運搬に使用するモノレールの設置場所や資材や車両置き場として使用する土地に畠が含まれていたため許可不要の案件ですが、事業計画書が提出されました。

本工事の目的は建設から100年が経過し老朽化が進んでいる現在の鉄塔を、○○への○○を行うために○○鉄塔へと更新していくものです。工事期間は2年後の2027年5月31日までです。工事用地は

全部で〇筆あります。筆全部を使用する場所もあれば一部だけの利用という筆もあります。

地図上で「ヘリポート」と書いてある部分はさきほど審議した5条の案件の場所です。この計画書は、農業委員会の許可不要案件となっており、県へ提出するものとなっております。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

質問委員 該当している畠はすべて山林化している、という理解でいいですか？

事務局 航空写真で確認する限り、古福志地区の農地以外は山林化しています。古福志地区の農地は畠として利用されているようですが、地主との話はついており農地法でも問題はありません。

議長 他に何かご質問、ご意見等ございませんか。  
無いようでしたら、この議案について県に進達いたします。  
次回総会日程について事務局お願いします。

事務局 ○次回総会日程：令和7年9月25日(木)

議長 その他に何かありますか。  
無いようですので、以上で本日の審議案件は終了し、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局 以上をもちまして8月の総会を終わらせていただきます。閉会の挨拶を古家副会長よりお願いします。

古家副会長 (古家勝夫副会長挨拶)

全員 ~互礼~ お疲れ様でした。

以上は、この会議の内容を記録したものである。

令和 7 年 8 月 28 日

会議書記　臼井　藍

議事録署名委員と共に記名押印す。

議長

印

議事録署名委員

印

議事録署名委員

印